令和６年度　北山校中学部　服装・頭髪等に関する規定（修正版）

(新標準服のみ)

１．制服に関すること

|  |
| --- |
| 北山中の標準服（従来型）と新標準服（ブレザー、スラックス型、スカート型）について |
| Ⅰ型（スラックス型） |  | Ⅱ型（スカート型） |
| ＊　新標準服（ブレザー）とスラックス。【スラックスは腰上でベルトを着用する】 | 冬期 | ＊　新標準服（ブレザー）とスカート。【スカート丈はひざが隠れる長さとする】 |
| ＊　半袖ポロシャツとスラックス。 | 夏期 | ＊　半袖ポロシャツとスカート。【スカート丈はひざが隠れる長さとする】 |

（１）服装について

　　①暑い場合、ブレザーを脱ぎ、ニットシャツ姿でもよい。（名札はつけかえる）

　　②寒い場合、ブレザーの下にＶネックセーターを着用してもよい。

　　　Ⅱ型は、タイツを着用してもよい。（色は制服に合うものとする）

　　③通学時はマフラーや手袋、毛糸の帽子、ネックウォーマーをしてもよい。色は制服に合うものとし、部活動

指定の防寒着を着用してもよい。

※部活動の防寒着がない場合は、制服に合うもので、私物でもよいが担任に届ける

（２）移行期間は設けない。衣替えの時期は個人で判断する。

（３）名前札は、学校でつけ、帰りに担任が保管する。

（４）靴下は、制服に合うものとし足首が完全に隠れるものする。（ワンポイント不可）

（５）ベルトは、制服に合うものとする。

（６）靴は、アップシューズとし、体育時でも使用できるものとする。

２．頭髪等に関すること

（１）前髪は眉にかからないようにし、頭髪や眉を加工したり、特異な髪型にしたりしない。

（２）後ろ髪が肩にかかったら束ねること。（ゴム・ピンの色は制服に合うもの）

３．その他

　　バッグとセカンドバッグは学校指定のものとする。

※北山校中学部　服装・頭髪等に関する規定は必要に応じて今後も見直し、検討していくこととする。